

2 福介連監指第 2 1 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
地域密着型サービス事業所 管理者 様

福岡県介護保険広域連合
事 務 局 長

緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について（通知）

本年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域として福岡県が公示されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されますので、感染拡大防止のために下記の事項について行ってください。

記

1 感染予防対策の徹底

サービスの提供にあたり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に感染予防対策を改めて徹底してください。

また、職員や入所者等が感染症に罹患した場合に備え、業務の優先順位や法人内での応援体制の整備により、サービスを継続するための事業継続計画を策定し、事前の対策に努めてください。事業継続計画の策定にあたっては、「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」等を参考にしてください。

2 サービス提供について

貴事業所において、感染拡大を防止するためにサービス提供の縮小や自粛を行う場合は、入所者、利用者等に対して必要な支援が提供されないことがないよう、本人又は家族、介護支援専門員等と相談するなどして、サービスの利用調整や代替サービスの確保等に努めると共に、当広域連合に報告してください。

3 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の報告

貴事業所の利用者並びに職員が PCR 検査を受けるなど、感染が疑われる場合は、速やかに下記事項について報告様式に記入いただき、メールもしくは FAX

にて広域連合本部監査指導係まで報告してください（個人情報が含まれるため極力メールにて報告願います）。なお、その際は確認漏れを防ぐため電話でもご連絡ください。

【報告内容】

- ①事業所名等（法人名、事業所名、サービス種別、入所・利用者数、職員数）
- ②衛生用品の備蓄状況（マスク、アルコール消毒液、防護服、ゴーグル）
- ③対象者（対象者氏名、年齢、性別、住所、属性（利用者・職員））
- ④検査をした経緯（有症状でPCR検査を実施したのか、濃厚接触者と判断されPCR検査を実施したのか）
- ⑤発症までの経緯（発症の日時、発熱の状況、倦怠感、息苦しさ、医療機関への受診状況など）
- ⑥発症日以降のサービス利用及び出勤の有無
- ⑦PCR検査日、検査結果予定日
- ⑧対象者が接触した範囲（わかる範囲で職員数、入所・利用者数）
- ⑨陽性となった場合、職員が自宅待機したときの外部からの職員の応援体制、休業又は規模縮小した時の入所者・利用者の代替サービスの確保
- ⑩保健所の連絡の有無、保健所からの指示内容

○参考

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

ホーム<政策について<分野別の政策一覧<福祉・介護<介護・高齢者福祉
<トピクス一覧<2019年4月12日掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour
eisha/ninchi/index_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour
eisha/ninchi/index_00003.html)

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

ホーム<政策について<分野別の政策一覧<健康・医療<健康<感染症対策情報
<インフルエンザ（総合ページ）社会福祉施設・事業所の事業者の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

【問い合わせ先及び報告先】

福岡県介護保険広域連合

事業課 監査指導係

TEL:092-981-9075

FAX:092-641-2432

メール：shidou@fukuoka-kaigo.jp